

# 経済産業省

20200914貿局第1号  
輸出注意事項2020第33号  
経済産業省貿易経済協力局

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年10月1日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部改正について

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、公布の日から施行する。

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）

改正後	現 行
<p>1～3 （略）</p> <p>4 輸出の承認 輸出の承認は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p> <p><u>5</u> オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国について（略）</p>	<p>1～3 （略）</p> <p>4 輸出の承認 輸出の承認は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、<u>次のいずれかに該当するものについて</u>、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p> <p><u>5.</u> オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国について（略）</p>